			締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長				締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
			27及び28　略												27及び28　略										
			29　同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長				29　同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
			30　同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長				30　同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事			○				○	総合事務所長 地方農林振興局長				31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の			○				○	地方農林振興局長 日野総合事務所長

に係るもの								
32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興局長
35　略								
36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計							○	総合事務所長

工事に係るもの								
32　同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の工事に係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の工事に係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
35　略								
36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○					
(二)　請負対象設計							○	

			金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの								地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所長
			37　略																																
		三　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1　農林水産部（水産課を除く。）関係の補助金（知事が別に定めるものに限る。）に係る事務（知事が特に必要と認めた補助金に係る鳥取県補助金等交付規則第15条第1項の規定による補助事業等の完了の届出があったときの検査及び同条第2項の規定による検査又は同規則第16条第2項の規定による是正措置の指示を除く。）							○	総合事務所長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所長
		四　調査委嘱規則（昭和50年農林漁業金融公庫規則第3号）第2条第3項の規定に基づく事務	1　同規則第2条第3項の規定による農林漁業金融公庫への書類の提出 （一）　農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第1に規定する資金に係るもの （1）　同表第1号（一）に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（2）　同表第1号（二）に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（当該資金の借受者が、財団法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。）							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（3）　同表第1号（三）に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（4）　同表第1号（四）に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（5）　同表第1号（四の二）に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（6）　同表第1号（八）に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金で一の地方農林振興局又は総合事務所農林局に係る事業資金に限る。）							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長																								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（7）　同表第1号（九）に規定する							○	総合事務所の農林局長																								

		資金に係る貸付対象事業調書、意見書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金に限る。）								地方農林振興局長
		（8）　同表に規定する資金で（1）から（7）までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					
		（二）　農林業金融公庫法別表第2に規定する資金に係るもの								
		（1）　同表第4号に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		（2）　同表に規定する資金で（1）に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					
	五　略									
農政課	一　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律110号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第4条第3項の規定による導入計画の認定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		3　同法第5条第1項の規定による導入計画の変更の認定							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　同法第5条第2項の規定による認定の取消し							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　略								
	二～四　略									
	五　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
		（一）　八頭地方農林振興局及び各総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 八頭地方農林振興局長
		（二）　鳥取地方農林振興局の管轄に係るもので請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	鳥取地方農林振興局長
		（三）　（一）及び（二）以外に係るもの			○					
	略									
経営支援課	一　略									
	二　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）に基づく	1　略								
		2　同規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

		資金に係る貸付対象事業調書、意見書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金に限る。）								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		（8）　同表に規定する資金で（1）から（7）までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					
		（二）　農林業金融公庫法別表第2に規定する資金に係るもの								
		（1）　同表第4号に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		（2）　同表に規定する資金で（1）に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					
	五　略									
農政課	一　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律110号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第4条第3項の規定による導入計画の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　同法第5条第1項の規定による導入計画の変更の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　同法第5条第2項の規定による認定の取消し							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		5　略								
	二～四　略									
	五　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
		（一）　八頭地方農林振興局、倉吉地方農林振興局、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	八頭地方農林振興局長 倉吉地方農林振興局長 米子地方農林振興局長 日野総合事務所長
		（二）　鳥取地方農林振興局の管轄に係るもので請負対象設計金額が8,000万円未満の工事に係るもの							○	鳥取地方農林振興局長
		（三）　（一）及び（二）以外に係るもの			○					
	略									
経営支援課	一　略									
	二　鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）に基づく	1　略								
		2　同規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給の承認及び変更の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務

知事の権限に属する事務									
三及び四　略									
五　青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第4条第1項の規定による就農計画の受理							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	3　同法第4条第3項の規定による就農計画の認定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	4　同法第4条第4項の規定による認定就農計画の変更の認定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	5～11　略								
六　略									
七　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第26条の規定による経営改善又は振興のための計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
八　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
	6　同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の協議（当該計画のうち農用地利用計画にあっては同意）							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	7　略								
	8　同法第11条第5項の規定による審査の申立てに対する裁決							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	9　略								
	10　同法第13条第3項の規定による農用地利用計画を変更するための必要な措置をとるべきことの指示							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	11　同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の変更の同意							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	12　同法第13条の2第3項の規定による交換分合計画の認可							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	13　同法第15条第4項の規定による土地利用についての勧告							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

知事の権限に属する事務									所農林局長
三及び四　略									
五　青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第4条第1項の規定による就農計画の受理							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　同法第4条第3項の規定による就農計画の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第4条第4項の規定による認定就農計画の変更の認定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5～11　略								
六　略									
七　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第26条の規定による経営改善又は振興のための計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
八　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
	6　同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の協議（当該計画のうち農用地利用計画にあっては同意）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	7　略								
	8　同法第11条第5項の規定による審査の申立てに対する裁決							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	9　略								
	10　同法第13条第3項の規定による農用地利用計画を変更するための必要な措置をとるべきことの指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	11　同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の変更の同意							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	12　同法第13条の2第3項の規定による交換分合計画の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	13　同法第15条第4項の規定による土地利用についての勧告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

		14　同法第15条の7第1項の規定による特定利用権の設定に関する承認						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		15　同法第15条の10第1項の規定による特定利用権の設定に関する裁定						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		16　同法第15条の13の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		17　同法第15条の15第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第6項の規定による県農業会議からの意見の聴取						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		18　同法第15条の16の規定による違反開発行為に対する監督処分						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		19　同法第15条の17第1項の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		20　同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	九　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第3条第1項の規定による農地等の利の設定又は移転の許可						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		2　略								
		3　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		(二)　(一)以外のもの		○						
		4　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	

		14　同法第15条の7第1項の規定による特定利用権の設定に関する承認						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		15　同法第15条の10第1項の規定による特定利用権の設定に関する裁定						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		16　同法第15条の13の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		17　同法第15条の15第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第6項の規定による県農業会議からの意見の聴取						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		18　同法第15条の16の規定による違反開発行為に対する監督処分						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		19　同法第15条の17第1項の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勧告						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		20　同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	九　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第3条第1項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		2　略								
		3　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(二)　(一)以外のもの		○						
		4　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務	

		(二)　(一)以外のもの		○						
		5～34　略								
		35　同法第83条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　地方農林振興局長又は総合事務所の農林局長が許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	十～十三　略									
	十四　その他の事務	1　略								
		2　農山漁村経営改善資金融通事務処理要領（昭和47年47農政第1390号農林事務次官依命通達）第2に基づく経営改善計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
団体指導課	一～六　略									
	七　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		2　同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		3　同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		4　同法第25条第3項の規定による組合の分担金の徴収についての受益者からの意見の聴取							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		5　同法第61条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		6　同法第61条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		7～21　略								
	八　略									
	九　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく	1　同法第11条の2第1項（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理		○						

		(二)　(一)以外のもの		○						所農林局長
		5～34　略								
		35　同法第83条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長が許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	十～十三　略									
	十四　その他の事務	1　略								
		2　農山漁村経営改善資金融通事務処理要領（昭和47年47農政第1390号農林事務次官依命通達）第2に基づく経営改善計画の認定（農業に係るものに限る。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
団体指導課	一～六　略									
	七　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　同法第25条第3項の規定による組合の分担金の徴収についての受益者からの意見の聴取							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		5　同法第61条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		6　同法第61条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		7～21　略								
	八　略									
	九　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく									

		知事の権限に属する事務	規程の認可又は変更の認可								
			２　同法第15条の２第１項（同法第96条第１項及び第100条の６第１項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可又は同条第２項（同法第96条第１項及び第100条の６第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更若しくは廃止の認可			○					
			３　同法第43条第１項（同法第86条第２項、第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項及び第100条の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任又は役員を選挙させ、若しくは選任させること		○						
			４　同法第48条第２項（同法第86条第２項、第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項及び第100条の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可			○					
			５　同法第64条（同法第86条第４項、第92条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	○							
			６　同法第65条第２項（同法第86条第４項、第92条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可に関する証明			○					
			７　同法第66条の２（同法第86条第４項、第92条第４項、第96条第４項、第100条第４項及び第100条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○							
			８　同法第68条第２項（同法第86条第５項、第96条第５項及び第100条の６第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決裁の認可	○							
			９　同法第69条第２項（同法第86条第５項、第92条第５項、第96条第５項、第100条第５項及び第100条の６第５項において準用する場合を含む。）の規定による	○							

			知事の権限に属する事務								

	合併の認可								
	10　同法第87条の2第1項の規定による連合会の監査規程の制定又はその変更若しくは廃止の認可			○					
	11　同法第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○							
	12　同法第91条の3第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第91条第2項の規定による権利義務の承継の認可	○							
	13　同法第122条第1項又は第2項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令			○					
	14　同法第123条の規定による業務又は会計の状況の検査					○			
	15　同法第124条第1項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令	○							
	16　同法第124条第2項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令	○							
	17　同法第124条第3項の規定による認可の取消し		○						
	18　同法第124条の2の規定による解散の命令	○							
	19　同法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決裁又は選挙若しくは当選の取消し		○						
	20　同法第126条の規定による専用契約の取消し		○						
	21　同法第126条の2の規定による条件の付加変更			○					
十及び十一　略									
十二　漁業協同組合合併促進法（昭和32年法律第78号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条の規定による合併及び事業経営計画の認定		○						
	2　同法第9条第1項の規定による漁業協同組合合併推進法人の指定		○						
	3　同法第11条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可又は変更の認可			○					
	4　同法第12条第1項の規定による報告の徴収			○					
	5　同法第12条第2項の規定による必要な		○						

	1　同法第123条の規定による業務又は会計の状況の検査					○			
	2　同法第124条第1項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令	○							
十及び十一　略									
十二　農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条第1項の規定による合併経営計画の認定		○						
	2　同法第6条第1項の規定による農業協同組合合併推進法人の指定		○						
	3　同法第8条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可			○					
	4　同法第9条第1項の規定による報告の徴収			○					
	5　同法第9条第2項の規定による必要な		○						

		措置をとるべき旨の命令								
		6　同法第12条第3項の規定による指定の取消し		○						
	十三及び十四　略									
略										
畜産課	一～十三　略									
	十四　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置をとるべき旨の指示							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示（以下畜産課の項の十四の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		5　同法第13条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施の完了の届出の受理及び同条第2項の規定によるその旨の公示							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		6　同法第18条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除すべき旨の指示							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	十五～二十　略									
	二十一　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による指導及び助言							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		2及び3　略								
		4　同法第6条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		5～9　略								
	二十二及び二十三　略									
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農	1～4　略								
		5　同法第8条第2項（同法第48条第9項、第87条第2項、第							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興

		措置を採るべき旨の命令								
		6　同法第9条第3項の規定による指定の取消し		○						
	十三及び十四　略									
略										
畜産課	一～十三　略									
	十四　牧野法（昭和25年法律第194号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置を採るべき旨の指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関し採るべき措置の指示（以下畜産課の項の十五の3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。）							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		5　同法第13条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施の完了の届出の受理及び同条第2項の規定によるその旨の公示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		6　同法第18条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除すべき旨の指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	十五～二十　略									
	二十一　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による指導及び助言							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2及び3　略								
		4　同法第6条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		5～9　略								
	二十二及び二十三　略									
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農	1～4　略								
		5　同法第8条第2項（同法第48条第9項、第87条第2項、第							○	地方農林振興

道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るもの並びに市町村長に委任したものを除く。)	95条第3項及び第96条の2第5項(において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱								局長
	6～11　略								
	12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該市町村への通知							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	13～15　略								
	16　同法第49条第1項(同法第96条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事届出の認可							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	17～38の2　略								
	39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	40　略								
	41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	43　略								
	44　同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	44の2　同法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定による公告及び計画の概要の縦覧							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	45～47　略								
	48　同法第89条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	49　同法第89条の2第3項において準用する同法第53条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るもの並びに市町村長に委任したものを除く。)	95条第3項及び第96条の2第5項(において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱								局長 日野総合事務所農林局長
	6～11　略								
	12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該市町村への通知							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	13～15　略								
	16　同法第49条第1項(同法第96条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事届出の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	17～38の2　略								
	39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	40　略								
	41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	43　略								
	44　同法第87条の3第6項において準用する第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	44の2　同法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定による公告及び計画の概要の縦覧							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	45～47　略								
	48　同法第89条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	49　同法第89条の2第3項において準用する同法第53条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

	50　同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による換地を定めないことについての同意の取得							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	51　同法第89条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	52　同法第89条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	53　略								
	54　同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	55　略								
	56　同法第89条の2第10項において準用する同法第54条の3の規定による換地処分の公告により確定した清算金の徴収及び支払							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	57　同法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	58～65　略								
	66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	67　同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	68　同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	69～73　略								
二　土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)	1　略								
	2　同法第89条の2第3項において準用す							○	総合事務所の農林局長

	50　同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による換地を定めないことについての同意の取得							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	51　同法第89条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	52　同法第89条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	53　略								
	54　同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	55　略								
	56　同法第89条の2第10項において準用する同法第54条の3の規定による換地処分の公告により確定した清算金の徴収及び支払							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	57　同法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	58～65　略								
	66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	67　同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	68　同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	69～73　略								
二　土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)	1　略								
	2　同法第89条の2第3項において準用す							○	

）第51条の5の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	る同法第53条の2の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得								地方農林振興局長
	3及び4　略								
二～五　略									
六　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	2　同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	3　同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	4　同令第34条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
七～十　略									
十一　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　県営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	2　略								
	3　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	4　土地の境界の確定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	5　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	6　県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

）第51条の5の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	る同法第53条の2の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3及び4　略								
二～五　略									
六　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同令第34条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
七～十　略									
十一　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	1　県営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　略								
	3　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　土地の境界の確定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	6　県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

		7　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第34号）第3条の規定による事業計画の変更協議 (一)　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年40農地D第1130号農林水産事務次官依命通達）第17条第2項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		(二)　(一)以外のもの					○			
		8　非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年33農地第3814号農林事務次官通達）に基づく事務 (一)　第2の1の規定による農地の改良又は造成に係る事業の選定						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		(二)　第2の2の規定による牧野の改良又は造成に係る事業の選定					○			
林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3の2　略								
		4　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		5　同法第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなった旨の認定						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		6～9　略								
		10　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
		(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		11　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括継承人からの届出書の受理						○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		12　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更								

		7　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第34号）第3条の規定による事業計画の変更協議 (一)　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年40農地D第1130号農林水産事務次官依命通達）第17条第2項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(二)　(一)以外のもの					○			
		8　非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年33農地第3814号農林事務次官通達）に基づく事務 (一)　第2の1の規定による農地の改良又は造成に係る事業の選定						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		(二)　第2の2の規定による牧野の改良又は造成に係る事業の選定					○			
林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1～3の2　略								
		4　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		5　同法第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなった旨の認定						○	地方農林振興局長	
		6～9　略								
		10　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
		(二)　(一)以外のもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		11　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括継承人からの届出書の受理						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		12　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更								

		すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○					すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○				
		(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長		(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
		13～16　略										13～16　略									
	二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長		二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　略											2　略								
		3　同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			3　同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			4　同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		5　同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			5　同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		6　略											6　略								
		7　同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			7　同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○					三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
		(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○						2　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
		(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長			(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　二以上の総合					○						3　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　二以上の地方					○			

	事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
四　略									
五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～9　略								
	10　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	11　略								
六　林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画が適当である旨の認定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
七　略									
八　略									
九　略									
十　その他の事務	1　林業事業の設計及び工事の監督							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	2　林業事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3　林業生産流通総合対策実施要領（平成10年10林野政第241号農林水産事務次官依命通達）第5の1に基づく林業構造改善計画の承認等 (一)　二以上の総合事務所又は地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

	農林振興局の管轄区域にまたがるもの及び日野総合事務所の管轄区域と倉吉地方農林振興局又は米子地方農林振興局のそれぞれの管轄区域にまたがるもの (二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
四　略									
五　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1～9　略								
	10　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	11　略								
六　略									
七　略									
八　略									
九　その他の事務	1　林業事業の設計及び工事の監督							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　林業事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　林業生産流通総合対策実施要領（平成10年10林野政第241号農林水産事務次官依命通達）第5の1に基づく林業構造改善計画の承認等 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

		4　略								
		5　県営林事業の執行							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		6　略								
		7　災害時において県営林を緊急に伐採する等の財産の処分							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
森林保全課	一　森林法に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		3及び4　略								
		5　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請 (一)　農林水産部所管の工事に係るもの							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		(二)　県土整備部所管の工事に係るもの							○	総合事務所の県土整備局長 地方農林振興局長
		6～10　略								
		11　同法第33条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による森林所有者等への通知							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		12　同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による保安林の指定の目的及び解除の理由の告示							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		13　同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		14～18　略								
		19　同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		20　同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
	二～四　略									
	五　林業種苗法(昭和45年法律第89号)に基づく知事の権限に属する	1　略								
		2　同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

		4　略								
		5　県営林事業の執行							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		6　略								
森林保全課	一　森林法に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3及び4　略								
		5　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請 (一)　農林水産部所管の工事に係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		(二)　県土整備部所管の工事に係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所県土整備局長
		6～10　略								
		11　同法第33条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による森林所有者等への通知			○					
		12　同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による保安林の指定の目的及び解除の理由の告示			○					
		13　同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更			○					
		14～18　略								
		19　同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		20　同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	二～四　略									
	五　林業種苗法(昭和45年法律第89号)に基づく知事の権限に属する	1　略								
		2　同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を							○	地方農林振興局長

事務	講ずること等の指示									
	3～10　略									
	11　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	12　同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	13～17　略									
六　森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	1の2　同法第5条第2項の規定による特別地拘駆除命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	1の3　同法第5条第3項の規定による補完地拘駆除の命令							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	2　略									
	3　同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	5　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	6　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収							○	総合事務所長 地方農林振興局長	
	7　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの			○				○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
	8　同法第6条第1項							○	総合事務所の	

事務	講ずること等の指示								日野総合事務所農林局長	
	3～10　略									
	11　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	12　同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	13～17　略									
六　森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	1の2　同法第5条第2項の規定による特別地拘駆除命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	1の3　同法第5条第3項の規定による補完地拘駆除の命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	2　略									
	3　同法第5条第4項において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	5　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	6　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長	
	7　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの				○			○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	
	8　同法第6条第1項							○		

		の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去								農林局長 地方農林振興局長
		8の2～8の4　略								
		8の5　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長
		8の6及び8の7　略								
		9　同法第8条第1項の規定による損失補償							○	総合事務所長 地方農林振興局長
		10　略								
	七　鳥取県枯松伐採促進条例（平成12年鳥取県条例第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第2項の規定による枯松の伐採の勧告							○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長

	の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	8の2～8の4　略								
	8の5　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	8の6及び8の7　略								
	9　同法第8条第1項の規定による損失補償							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
	10　略								
七　鳥取県枯松伐採促進条例（平成12年鳥取県条例第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第2項の規定による枯松の伐採の勧告							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
八　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第4条第1項の規定による鳥獣保護事業計画の樹立		○						
	2　同法第7条第1項の規定による特定鳥獣保護管理計画の樹立		○						
	3　同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第10条第1項の規定による必要な措置の命令							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　同法第10条第2項の規定による許可の取消し							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	6　同法第12条第2項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限		○						
	7　同法第14条第2項の規定による特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の解除		○						
	8　同法第15条第1項の規定による指定猟法禁止区域の指定		○						
	9　同法第15条第4項の規定による指定猟法禁止区域内における鳥獣の捕獲等の許可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	10　同法第19条第3項の規定による登録票の交付							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	11　同法第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定		○						
	12　同法第29条第1項		○						

の規定による特別保護地区の指定								
13　同法第29条第7項の規定による特別保護地区内における建築物等の新築等の許可		○						
14　同法第30条第2項の規定による行為の中止等の命令等		○						
15　同法第32条第3項の規定による損失補償の額の決定		○						
16　同法第34条第1項の規定による休猟区の指定		○						
17　同法第35条第1項の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の指定		○						
18　同法第35条第3項の規定による銃猟制限区域内における銃猟の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
19　同法第41条の規定による狩猟免許試験の実施		○						
20　同法第43条の規定による狩猟免状の交付				○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
21　同法第50条第1項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消し		○						
22　同法第50条第3項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止		○						
23　同法第51条第2項の規定による狩猟に関する適性試験の実施							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
24　同法第51条第3項の規定による狩猟免許の更新				○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25　同法第51条第4項の規定による講習の実施							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
26　同法第52条第1項の規定による狩猟免許の取消し		○						
27　同法第52条第2項の規定による狩猟免許の全部若しくは一部の取消し又は効力の停止		○						
28　同法第55条第1項の規定による狩猟者の登録 (一)　県内に住所を有する者に係るもの (二)　県外に住所を有する者に係るもの			○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
29　同法第59条の規定による狩猟者の数の制限		○						